

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、可児とうのう病院附属訪問看護ステーションでは、オンライン資格確認によって、利用者様の診療情報や、薬剤情報を取得、活用した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療費に関する費用の請求に関する命令
(平成 4 年厚生省令 5 号) 第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所の掲示していること。
- (4) (3) の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

R8 年 4 月

独立行政法人地域医療機能推進機構

可児とうのう病院附属訪問看護ステーション